

新たな人権救済機関の設置について（中間報告）

平成22年6月

法務省政務三役

1 法案の名称

法案の名称については、人権侵害による被害に対する救済・予防等のために人権救済機関を設置すること、その救済手続等を定めることなど、法案の内容を端的に示す名称とするものとする。

2 人権救済機関（人権委員会）の設置

人権救済機関については、政府からの独立性を有し、パリ原則に適合するものとして、人権委員会を設置する。人権委員会は、内閣府に設置することを念頭に置き、その組織・救済措置における権限の在り方等は、なお検討するものとする。

3 人権委員会

人権委員会については、我が国における人権侵害に対する救済・予防、人権啓発のほか、国民の人権擁護に関する施策を総合的に推進し、政府に対して国内の人権状況に関する意見を提出すること等をその任務とするものとする。

4 地方組織

実効的な調査・救済活動のため、地方組織体制を構築する必要があるが、地方組織については、既存の組織の活用・充実を図るなど、新制度が速やかにスタートできるよう検討するものとする。

5 人権擁護委員

人権擁護委員については、既存の委員及びその組織体を活用し、その活性化・充実を図ることを検討するものとする。

6 報道関係条項

報道機関等による人権侵害については、特段の規定を設けないこととし、報道機関等による自主的取組の状況を踏まえつつ、今後の検討課題とするものとする。

7 特別調査

事実の調査については、その調査拒否に対する制裁的な規定は置かないことを含め、なお検討するものとする。

8 救済措置

救済措置については、人権擁護推進審議会答申後の法整備の状況等を踏まえ、なお検討するものとする。